

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針

本市の歴史的風致の維持向上にあたっては、「歴史的建造物の保存・活用」、「歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生」、「歴史や伝統を反映した活動の支援・継承」、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興」の5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組み及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図る。特に、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業を優先的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業については、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するものとし、地域住民の活動状況等を十分に把握した上で、周囲の歴史的、文化的景観との調和を図りながら進める。特に、史跡や文化財に指定されている場合には、関係法令を遵守しつつ、必要に応じて「宗像市文化財保護審議会」の意見を聴いて行うものとするものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設は、施設の魅力と価値を発信させることにより、本市の歴史的風致を地域住民や来訪者が身近に感じることで、歴史的風致の維持向上を図るものとする。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、今後も適切に維持管理を行うとともに、文化財保護法のほか、景観法、市条例等に基づいた維持管理を確実に進める。

さらに、歴史的風致維持向上施設については、施設の管理者や関係課、行政機関等と十分な協議や調整の上、市民や市民団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理体制を構築し、今後も適切に管理するとともに、これらの施設の特性を活かした積極的な活用を進める。

なお、今後も発掘調査や史料調査等を継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図っていく。

このような基本的な考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業を推進する。

※歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設である。(法第3条) 具体的には、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設といった公共施設(法第2条第1項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令第1条)のほか、交流施設、体験学習施設、集会所等の公用施設、旧宅などの歴史的な建造物を復原した施設、看板、案内板といった案内施設などであって、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども幅広く含まれる。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する事業

歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

風情、情緒、たたずまいといったまちなみの特徴を表す歴史的建造物の修理・修景や復原を行うほか、一般公開にも努め、観光等の拠点としての活用など、その保存と活用を図る。

また、指定されていない文化財等においても歴史的価値の高い建造物等は新たな価値付けを行った上で、保存と活用を進める。

- ① 史跡宗像神社整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ② 歴史的風致形成建造物等整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業

まちなみ景観を構成する建造物等の修理・修景に対する助成や道路の美装化、無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を行うことにより、歴史的建造物の周辺等におけるまちなみの良好な景観形成を図る。

- ③ 歴史的風致等景観整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ④ 道路美装化事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑤ まちなみ環境整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

ウ 歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する事業

本市の歴史的風致を形成し、長い年月をかけて培われてきた地域の歴史文化資産でもある祭礼や伝統行事等の活動について、その特徴や重要性等を地域住民や来訪者に発信するとともに、後世に継承・伝承していくために、担い手育成を目的とした支援を行う。

また、日々の生活に溶け込んでいる風俗慣習等においては適切な調査の上、その支援・継承を図る。

- ⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑦ 歴史文化資産継承支援事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

本市固有の歴史文化資産の調査研究や、市民が歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛着を持つための普及啓発を図る。

このため、市民や来訪者が各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史文化資産について、わかりやすく解説しながら情報発信する。

- ⑧ 歴史文化基本構想策定事業（平成 30 年度～令和 5 年度）
- ⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑩ 歴史文化資産普及啓発事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

オ 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する事業

世界遺産構成資産の活用や、まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、アクセス道路や駐車場を整備して快適に周遊、散策できるよう回遊性を高めるとともに、着地型観光に向けた受入環境の整備を促進する。

また、これら歴史文化資産を保存するとともに、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化を図る。

- ⑪ 観光拠点施設整備事業（平成 29 年度～令和 9 年度）
- ⑫ 観光受入環境整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑬ 地域活性化支援事業（平成 27 年度～令和 9 年度）

図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(全体)

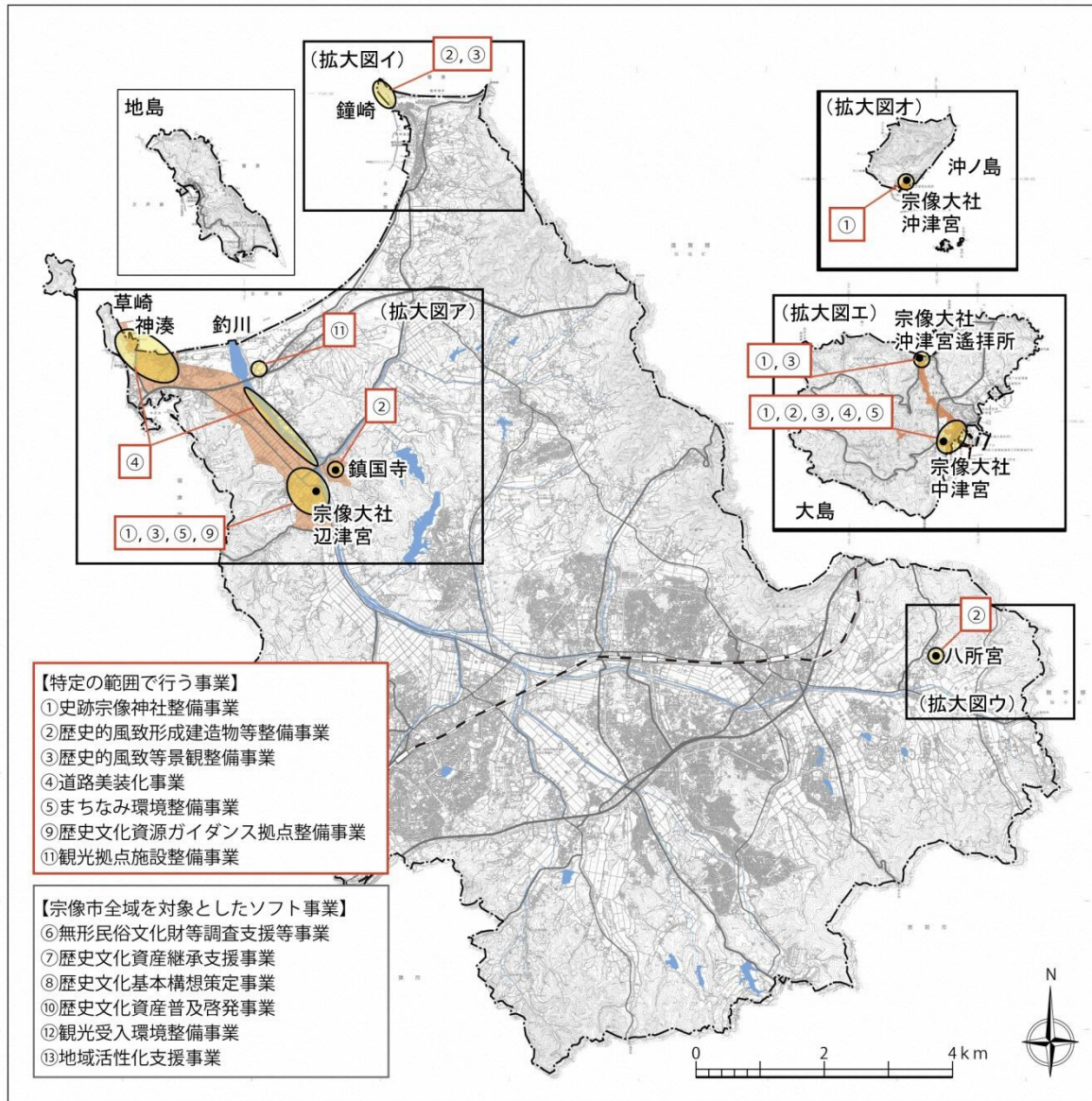


図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図ア)

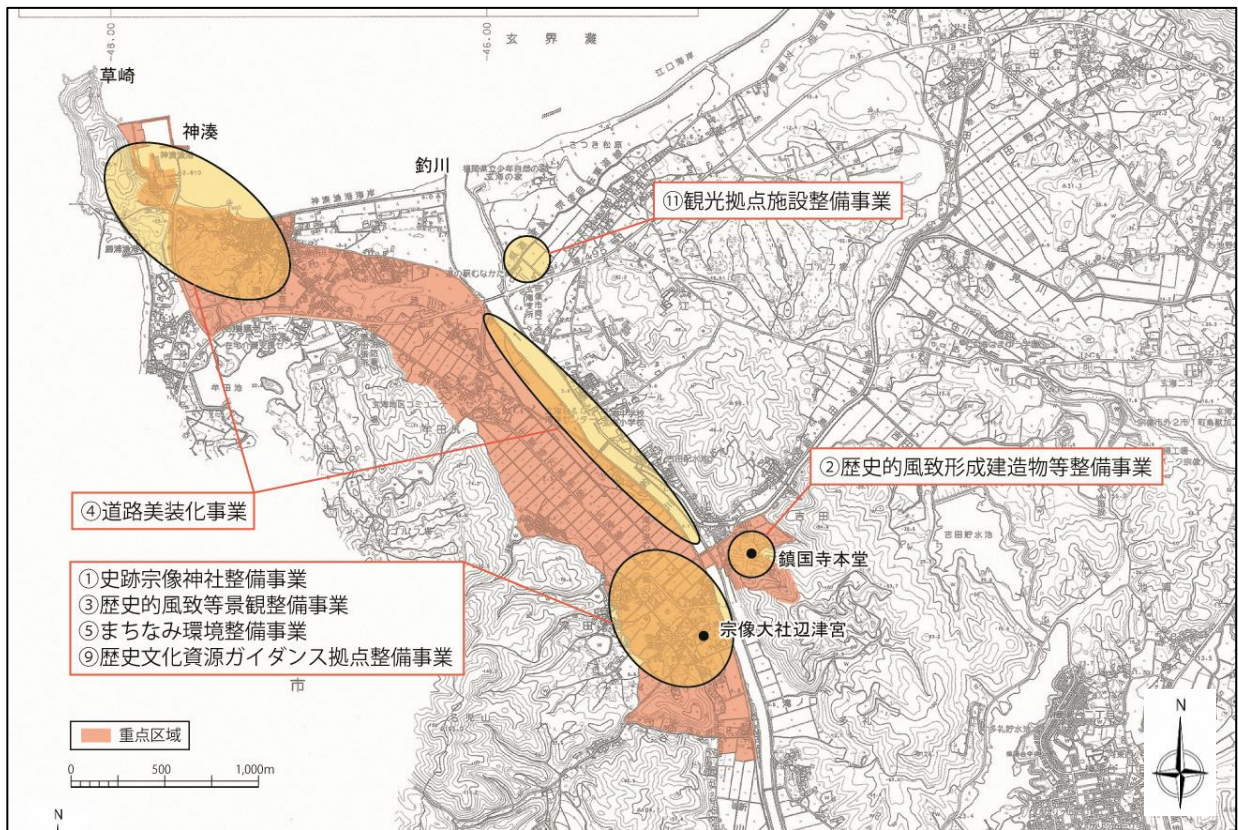


図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図イ)

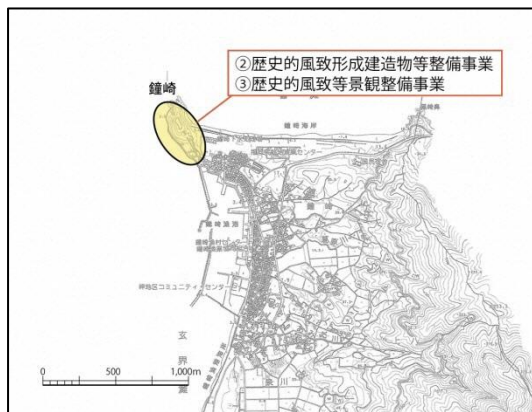


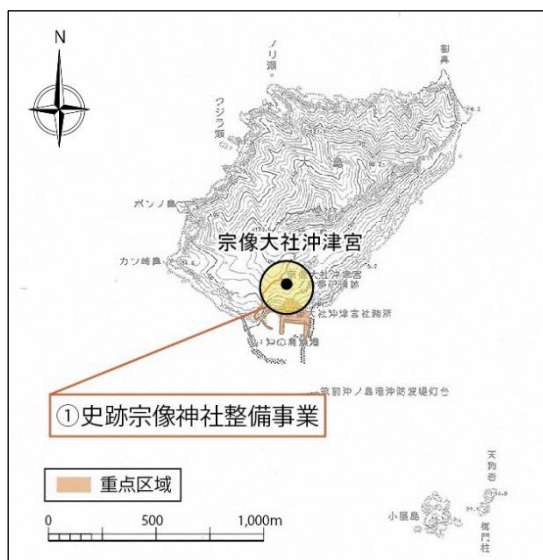
図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図ウ)






図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図工)



図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図オ)

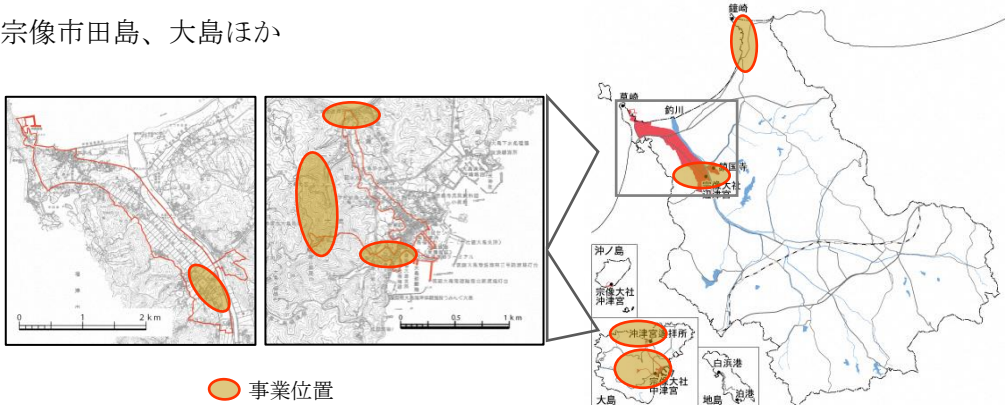


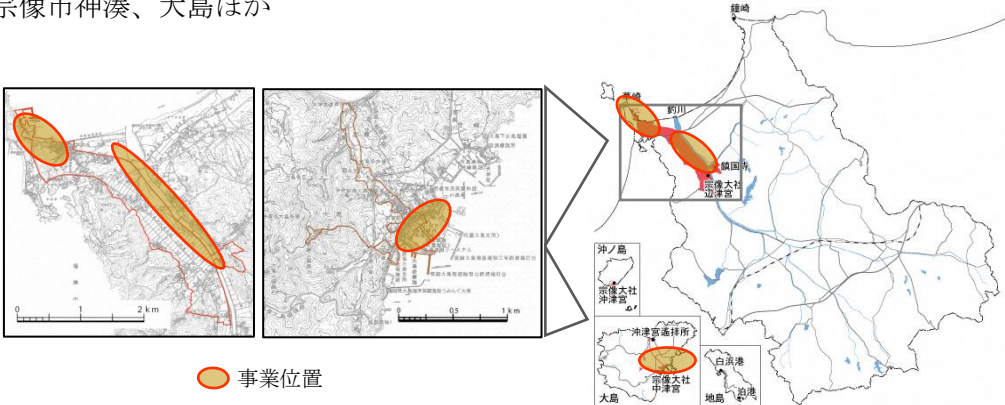
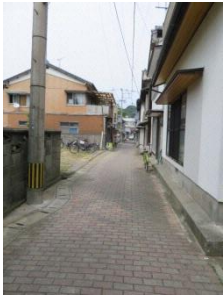


ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業(平成 30 年度) 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島、沖ノ島 （史跡宗像神社境内）</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div data-bbox="379 1236 721 1532"> <p>(辺津宮本殿)</p>  </div> <div data-bbox="769 1236 1104 1532"> <p>(沖津宮遙拝所)</p>  </div> <div data-bbox="1152 1236 1343 1532"> <p>(中津宮本殿・拝殿)</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	② 歴史的風致形成建造物等整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島、吉田、吉留</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致を形成する建造物等の整備のため、鎮国寺の参道整備や八所宮の土塀や石垣等の復原や修景、宗像大社辺津宮神門の修景など、歴史的風致形成建造物等の復原や修景を行い、歴史的風致形成建造物等の周辺の環境整備を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">(鎮国寺) (八所宮) (宗像大社辺津宮神門)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業は、宗像大社と密接な関係にある鎮国寺や八所宮等の歴史的風致形成建造物等及びその敷地内の整備を進めることで、歴史的風致の核となる建造物等が保全され、魅力ある歴史的風致の構成要素である歴史的まちなみ景観の形成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業

事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度） 防災・安全交付金（道路）（平成 30 年度～令和 2 年度） 無電柱化推進計画事業補助（平成 29 年～令和 6 年） 市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島ほか</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。</p> <p>(沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	④ 道路美装化事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市神湊、大島ほか</p>  <p>● 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。</p> <p>(大島市道の美装化)</p>  <p>(釣川沿岸の美装化)</p>  <p>実施前</p>  <p>実施後イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルート的美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑤ まちなみ環境整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島ほか</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、田島地区や大島地区等、歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、建築物や工作物の外観修景等を実施して、歴史的風致の範囲を中心にまちなみ環境の整備を実施するものである。</p> <p>(大島のまちなみ) (神湊のまちなみ)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建築物や工作物の外観修景によって、地域固有の風情が醸し出され、歴史的風致の構成要素である良好な周辺環境の整備に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰、ゑびす座等の舞台でもあることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

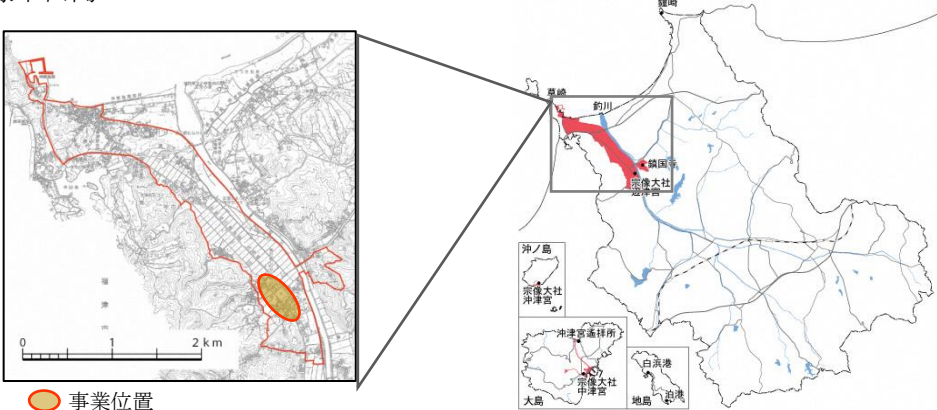

ウ 歴史や伝統を反映した活動の支援に関する事業

事業名	⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業
事業主体	市、調査団体等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>地域の歴史文化資産を後世に引き継ぐため、未指定文化財を含めた民俗文化財の調査や記録、情報発信を行い、多くの人にその価値を知ってもらうための啓発活動等の支援を行う。</p> <p>(八所宮御神幸行列)</p>  <p>(赤間ゑびす座)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域固有の民俗文化財などに関わる活動記録の作成や情報発信、活動支援は、民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるきっかけになるとともに、それらを活かした地域の活性化に資することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑦ 歴史文化資産継承支援事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>民俗文化財に関する市民活動等を支援し、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後継者を確保し、伝承の支援を行う。また、伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対する技術伝承にかかる活動費や地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。</p> <p>(祭事で使用する注連縄づくりの様子)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域固有の民俗文化財などに関わる活動記録の作成や情報発信、活動支援は、民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるきっかけになるとともに、担い手や後継者の確保、さらにはそれらの民俗文化財を活かした地域の活性化にも資することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和 2 年度)
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。</p> <p style="text-align: center;">(市内に所在する多様な文化財)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>歴史文化資源の価値が失われないように保存するため、宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約34,000平方メートル）に国宝約8万点を展示・収蔵する文化施設をはじめ、中核来訪者施設（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究施設、図書館分館など、延べ面積約6,000平方メートルの施設整備を行い、歴史文化資源の啓発を図る。</p> <p>※</p> <p>（沖ノ島）</p>  <p>注) 約6,000平方メートルについては、現在の海の道むなかた館、宗像大社にある収蔵庫、神宝館の延べ面積の合計を参考に算出</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する拠点施設を整備する。さらに、沖ノ島については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じられることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑩ 歴史文化資産普及啓発事業
事業主体	市、教育委員会、青年会議所等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度～令和4年度）市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>市内の歴史文化資産の普及・啓発のため、各種啓発事業を行うほか、子ども向けの歴史学習教室を開催し、小学校低学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。さらに、小中学校の地域学習を進め、地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する誇りと愛情をもち、地域の一員としての自覚を高める。</p> <p>（普及啓発活動[世界遺産登録記念ミュージカル]の様子）</p>  <p>（地域学習・世界遺産学習）</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>各学校で地域学習を進めることで、子ども達の「郷土への関心や愛着」を深めることができる。また、文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、自らが暮らす地域の文化財に対して愛着と誇りを育み、さらには文化財の保存活動などへの参加意識を芽生えさせることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

オ 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の推進に関する事業

事業名	⑪ 観光拠点施設整備事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成 29 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独
事業位置	<p>宗像市江口</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史文化資産の啓発と観光振興のため、宗像大社等の歴史文化資源と連携を図る特化施設として位置付けている、むなかた観光物産館の整備を実施し、歴史文化資産と観光拠点を活かした地域活性化を図る。</p> <p>(実施前) (実施後イメージ)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>むなかた観光物産館に情報コーナー等の整備を実施することにより、来訪者が本市の歴史文化に関する理解を深めることができる。さらに、宗像大社辺津宮からのアクセスが良いことから、回遊性の向上が期待できるため、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑫ 観光受入環境整備事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業（平成30年度） 市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>本事業は、本市の歴史文化資産の魅力、伝統的な活動、まちなみなどについて、観光客等に同行して案内する観光ガイドを専門の養成講座の開催によって養成するものである。また、歴史文化資産の周辺など来訪者が多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICTの活用を踏まえた検討を行う。歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上させ、市民や来訪者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる環境を整備する。</p> <p>(講座の様子①)</p>  <p>(講座の様子②)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、本市を訪れる人々の歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、さらには、伝統文化の継承や後継者の育成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑬ 地域活性化支援事業
事業主体	市
事業期間	平成 27 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独 ※平成 27 年度は地方創生加速化交付金を活用
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>本事業は、良好な景観形成の推進や地域活性化の一環として、赤間宿通り等の観光拠点に新規出店を行う者に対して支援を実施する。また、地元まちづくり団体等が実施する活動を支援し、地元と行政が一体となって地域活性化を図る。</p> <p>(実施前) (実施後)</p>  <p>(地元まちづくり団体が主催するイベント)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市民が宗像の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みを支援することで、歴史文化を活かしたまちづくりの推進に繋がるため、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>